令和5年2月28日 事 務 連 絡

公益財団法人日本オリンピック委員会 公益財団法人日本パラスポーツ協会 日本パラリンピック委員会 ご担当者 殿

ハイパフォーマンススポーツセンター

新型コロナウイルス感染症の分類変更に伴う ハイパフォーマンススポーツセンター施設の利用制限の緩和について

日頃からハイパフォーマンススポーツセンター(以下「HPSC」という。)の感染症対策に御理解・御協力いただき、誠にありがとうございます。

この度、第35回 NTC 運営協議会において、別添のとおり HPSC 施設の利用制限の緩和について、審議・決定がなされました。

ついては、御多用中とは存じますが、貴会に所属する各中央競技団体に御周知くださるようお 願いします。

なお、個々の利用制限に対する緩和の内容については貴会等と御調整させていただくとともに、 緩和詳細に関する利用者への周知については、引き続き御協力をお願い申し上げます。

【本件に関する問合せ先】

独立行政法人日本スポーツ振興センター ハイパフォーマンススポーツセンター 運営部施設管理課 担当:三由

Tel: 03-5963-0203

新型コロナウイルス感染症の分類変更に伴う ハイパフォーマンススポーツセンター施設の利用制限の緩和について

新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、ハイパフォーマンススポーツセンター(以下「HPSC」という。)施設においては感染防止策の一環として別添のとおり各種利用の制限を行ってきたところである。

この度、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが「2類相当」から「5類」に引き下げられることになったことを受け、下記の方針で各種制限を緩和することとする。

記

1. 制限の緩和の時期

(1) 令和5年(2023年)5月8日からとする。

※ただし、事務手続き等準備上時間を要する事項については、7月1日を目途とする

(2) 5月8日以前に実施可能な緩和については、適宜、前倒して実施することとする。

2. 制限の緩和の方向性

- (1) 原則として、コロナ禍以前の施設状況を目指す。
- (2) 基本的な感染対策(「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等に係る事項(検温、手指消毒、パーティションの設置、黙食等))は継続して実施する。
- (3) ただし、HPSC 館内でのマスクの着用については、「マスク着用の考え方の見直し等について(令和5年2月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)」に基づき、利用者個人、若しくは中央競技団体の判断に委ねることとする*。なお、HPSC 施設利用中に症状が出現した者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性となった者等、周囲の者に感染を広げる恐れのある場合については、退館するまで必ずマスクを着用すること。(症状がある者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性者等は、『HPSC における新型コロナウイルス感染症に関する感染防止策』(2023年1月20日) に基づき、引き続き HPSC に入館することはできない。)
 - ※マスクの着用が望ましい場面については、以下を参考にすること。

https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001044065.pdf

https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001055263.pdf

(4) 上記(3) については、3月13日から適用する。

3. その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染者数が爆発的に増えた場合、再度、制限を設ける場合がある。
- (2) 2. (2) の基本的な感染対策については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年11月19日(令和5年2月10日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)」(以下「基本的な対処方針」という。)においてその重要性が示されているところであるが、対策の終了時期等は明記されていない。よって、HPSC施設においては、今後、基本的な対処方針等の状況に応じて、改めてNTC運営協議会において具体的な終了時期等について検討することとする。

【本件に関する問合せ先】

独立行政法人日本スポーツ振興センター ハイパフォーマンススポーツセンター

運営部施設管理課 担当:三由

Tel: 03-5963-0203

HPSCにおける新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う施設の利用制限等の状況

1.施設共通

工,心也又不	No.	項目	制限の状況	制限に対するこれまでの対応	[2類相当]→[5類]の対応概要 【緩和時期】
	110.		いかがなったいくか	いかないころう かしれたの こうかんかい	
共通	1-1	オフライン取材・記者会見の開催禁止	オンラインを除き、HPSC館内全てにおいて開催を禁止	・第29回NTC運営協議会において、NTCウエスト「大研修室」「研修室5」でのみ取材・記者会見の実施を可とすることが決定。(2022/04/20)	・入館前の検査は求めない ・検温、手指消毒、距離確保、パーティションの活用等、基本的な感染対策は実施 ・原則、HPSC内全箇所で実施可とする
共通	1-2	オフライン研修会・講習会の開催禁止	オンラインを除き、HPSC館内全てにおいて開催を禁止	・第34回NTC運営協議会において、座学のみの場合は入館時 検査無しで、マスク外す座学、実技を伴う講場合は「感染対 策に係る計画書」の提出等を条件に、研修会・講習会の実施 を可とすることが決定。(2022/12/27)	【5/8】 ・全ての場合で、入館前検査、感染対策にかかる計画書の提出、トイレの占有を求めない ・検温、手指消毒、距離確保、パーティションの活用等、基本的な感染対策は実施 ・定員数は、各部屋の定員数とする
共通	1-3	施設内視察の受け入れ休止	NTCイースト見学コースを除き、HPSC館内全てにおいて受け入れ休止	第30回NTC運営協議会において、10名以内、入館72時間前 検査の受検(自己負担)等を条件に、HPSC館内の視察の実 施を可とすることが決定。(2022/05/20)	【5/8】 ・入館前の検査は求めない ・検温、手指消毒、距離確保、パーティションの活用等、基本的な感染対策は実施 ・原則、HPSC内全箇所で実施可とする ・NFが了承した上で、練習中の専用練習場の視察も可とする
共通	1-4	ジュニアカテゴリー(育成アスリート)の利用の禁止	ト) のみの利用は禁止。(トップチームに入っているジュニ	第31回NTC運営協議会において、入館72時間前検査の受検、帰宅手段の確保等を条件に、ジュニアアスリートのHPSC利用を再開することが決定。(2022/06/03)	[5/8]
共通	1-5	各施設食堂の利用人数制限	座席数を約半分に制限 JISS59/112 AV115/250 イースト 48/92 JISS喫茶21/31	利用場所を限定してスタッフ食を再開。(2022/04/04)。 ※AV: JOCスタッフ、専任コーチ ※JISS: JSCスタッフ	【5/8】・パーティションを設置した上で、最大人数の座席確保・全てのスタッフが、全ての食堂でスタッフ食を喫食可
共通	1-6	各施設大浴場の利用人数制限	JISS各4名 AV各20名 イースト各15名		【5/8】・人数制限撤廃
共通	1-7	各客室のツインルームのシングル利用	JISS1/2名 AV66/132名 イースト32/64名		【6/1】 ・ベッド間にパーティション設置した上で、通常利用(3/25 申込〆切分)
共通	1-8	各客室の和室の利用休止	JISS3名(1×3名) AV40名(4×10名) イースト21名(3×5名、1×6名)		[6/1] ・通常利用(3/25申込〆切分)
共通	1-9	各客室のマンションタイプの利用休止(AV)	75名(5×15名)		 【3/1~5/7】 ・方針決定後、各部屋1名の利用でキャンセル待ちを配宿 【5/8~5/31】 ・通常人数の利用でキャンセル待ちを配宿 【6/1】 ・通常利用(3/25申込〆切分)
共通	1-10	シッターの検査結果確認に伴う託児利用時間の遅延	9時~21時 ➡ 11時~21時		【4/1】 ・シッターの検査を実施しないため、利用時間を、9時~21 時に

共通	1-11	海外帰国者の入館制限		2022年9月16日付で改正した「HPSCにおける新型コロナウイルス感染症感染防止策」において、共用部の利用制限等を設けることで、帰国後8日以前の利用を可とした。(2022/09/16)	
共通	1-12	各更衣室のロッカー間引き	1/4ほど間引き		【5/8】・全て利用可 不要か会話はかまえ
共通	1-13	各共用部の椅子・机の間引き	半数ほど間引き		・不要な会話は控える【5/8】・全て利用可・パーティションの設置
共通	1-14	原則、各施設の移動の禁止	ゾーニングのため、原則、各施設の移動の禁止を利用者に案 内		【5/8】 ・基本的な感染対策は実施した上で、各施設移動可
共通	1-15	コロナ事由による取消料・延泊料の未徴収	コロナ事由により利用取りやめ又は延泊せざるを得ない場合 は、取消料・延泊料を徴収しない。食事代は徴収する。		【5/8】 ・通常どおり、取消料・延泊料を徴収

2.NTC・ウエスト(陸トレ・屋内テニスコート含む)

	No.	項目	制限の状況	制限に対するこれまでの対応	[2類相当]→[5類]の対応概要 【緩和時期】
ウエスト	2-1	25mプールの利用人数制限	90分/1回15名まで 炭酸泉、アイスバスは最大10名		【5/8】・人数制限撤廃・不要な会話は控える
ウエスト	2-2	トレーニングジムの利用人数制限	20名まで 団体利用14名		・ 不安な芸品は足える【5/8】・ 人数制限撤廃・ 人数制限以外の感染対策は継続して実施
ウエスト	2-3	共用コート1の別団体による片面ずつ利用の禁止	1団体のAB両面の使用は可だが、異なる団体により片面ずつ 利用は禁止		【5/8】 ・片面ずつ、異なる団体での利用可

3.NTC・イースト

	No.	項目	制限の状況	制限に対するこれまでの対応	[2類相当]→[5類]の対応概要 【緩和時期】
イースト	3-1	トレーニングジムの利用人数制限	120分/20名まで 団体利用14名程度		【5/8】 ・人数制限撤廃 ・人数制限以外の感染対策は継続して実施
イースト	3-2	見学コースの1回当たりの参加人数制限	10名	第28回NTC運営協議会において、4月1日から回数制限(3回/1日)及び人数制限(10名/1回)を行いながら実施することが決定された。(2022/03/17)	[5/8]

4.アスリートヴィレッジ

	No.	項目	制限の状況	制限に対するこれまでの対応	[2類相当]→[5類]の対応概要 【緩和時期】
AV	4-1	各リビングルームの座席の間引き	各リビングルームの座席を間引いている		【5/8】 ・間引きの撤廃
AV	4-2	大広間の利用禁止	大広間の利用を禁止している		【5/8】・利用再開・喫食する場合は、黙食を徹底

5.国立スポーツ科学センター(JISS)

	No.	項目	制限の状況	制限に対するこれまでの対応	[2類相当]→[5類]の対応概要 【緩和時期】
JISS	5-1	トレーニング体育館の利用人数制限	120分/1回30名まで 団体利用20名		【5/8】・人数制限撤廃・人数制限以外の感染対策は継続して実施
JISS	5-2	ハイパフォーマンスジムの利用人数制限	30名まで		【5/8】・人数制限撤廃・人数制限以外の感染対策は継続して実施
JISS	5-3	スポーツ情報サービス室の利用人数制限	6名/1日		【5/8】・人数制限撤廃・人数制限以外の感染対策は継続して実施
JISS	5-4	競泳プールの一般利用休止	一般利用休止		【7/1】 ・一般利用のガイドラインを作成して実施
JISS	5-5	J-LOUNGEのJSC職員以外の利用禁止	JSC職員以外の利用禁止		[5/8]・利用ルールを作成し、JSC職員以外の利用も可とする
JISS	5-6	2,3階更衣室のJSC職員の利用禁止	JSC職員の利用禁止		【5/8】・JSC職員の利用可・不要な会話は控える
JISS	5-7	トレ体・HPG・大浴場のJSC職員の利用禁止	JSC職員の利用禁止		【5/8】 ・JSC職員の利用可 ・不要な会話は控える
JISS	5-8	陸上競技実験場の別団体による別エリア同時使用	1団体の複数エリア同時使用は可だが、異なる団体による同時使用は禁止		【5/8】 ・異なる団体による同時使用可
JISS	5-9	7階栄養指導食堂、2階喫茶の一般利用の休止	一般利用を休止		※引き続き一般利用を休止 (再開時期については、別途検討する)

6.サッカー場、テニス場、フットサルコート

	No.	項目	制限の状況	制限に対するこれまでの対応	[2類相当]→[5類]の対応概要 【緩和時期】
+	<i>C</i> 1	ヒジター利用の休止(テニス場)	年間利用者(全日、平日会員)のみが利用でき、ビジターは		[5/8]
リッカー寺	0-1		利用不可		・ビジター利用可
サッカー笑	6-2	1 コート当たりの利用人数制限(フットサルコート)	18名/1コート 更衣室6名		[5/8]
シッカー寺	0-2	ココートヨたりの利用人数的版(クット・リルコート)	10石/13-1、 天公至0石		・人数制限撤廃
サッカー等	6-3	観覧禁止(フットサルコート)	観覧禁止(フットサルコート)		[5/8]
J / //J ಈ	0-5	既見示止(ノッドリルコード)	既見示正(フットラルコート)		・観覧可

7.戸田艇庫

	No.	項目	制限の状況	制限に対するこれまでの対応	[2類相当]→[5類]の対応
戸田	7-1	合宿室・ホール・更衣室の利用休止	艇庫以外利用を休止		【6/1】 ・通常利用 ・距離確保、パーティションの活用等、基本的な感染対策は 実施